国名	アイルランド
公的年金の体系 (保険料財源) 税 財 源 企業・個人年金	企業年金・個人年金 国民年金 (拠出制年金)
被保険者	被用者、自営業者は強制加入 強制加入に該当しない66歳未満の者は任意加入できる。
保険料率(2016年)	・社会保険料(PRSI)を社会保険基金(SIF)に支払う。 ・保険料には、老齢年金だけでなく、失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の社会保障給付に対するものが含まれている。 ・15歳未満、67歳以上は保険料免除 【被用者】 週給€352未満の場合、被用者負担無し、事業主負担8.5% 週給€352以上€356未満の場合、被用者負担 4 %、事業主負担8.5% 週給€356以上の場合、被用者負担 4 %、事業主負担10.75% 公務員は2013年より、週給€100以上の場合、被用者負担 4 % 【自営業者】2013年より週所得の 4 %の保険料を徴収。 ・2014年より、非勤労収入(家賃収入、利子収入等)にも 4 %の保険料を課す。
支給開始年齢	・66歳以降,拠出制年金か無拠出制年金が支給される。2021年に67歳,2028年に68歳 に引き上げられる予定。 ・繰り上げ,繰り下げ受給はできない。
基本給付額(2016年)	【拠出制国民年金】 ・定額給付。給付は6段階の金額となっており、年平均拠出期間が48週以上の場合に 週€233.30 (満額) 支給され、年平均拠出期間に応じて減額される。 ・65歳以下の被扶養配偶者へは最大€155.50、66歳以上は最大€209.00を支給。 【無拠出制国民年金】 ・定額給付。無年金者や低年金者に対し、収入に応じて最大週€219(80歳未満)、週€229(80歳以上) ・65歳以下の被扶養配偶者がいる場合、収入に応じて週最大€144.70の加算がつく。66歳以上の被扶養配偶者は個人単位で週€144.70の無拠出制年金を受給する。
給付の構造	【拠出制国民年金】 ・最低要件 56歳前までに社会保険料の拠出実績があること 520週以上の保険料納付済期間があること 各年で平均拠出期間が10週以上あること 退職している必要はない ・満額受給の要件 各年平均拠出期間がすべて48週以上 ・所得代替率は、35%を維持することが目指されている。 【無拠出制国民年金】 ・拠出制国民年金と受給できない場合、低年金の場合に受給できる。 ・受給には資産調査がある。資産調査にあたって、週€200までの勤労収入は控除される。€20,000までの貯金は認められる。 *65歳から66歳までの「つなぎ年金」は2014年に廃止された。
所得再分配	被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、拠出制年金は定額給付となっている 点で所得再分配が行われている。
公的年金の財政方式	拠出制国民年金は賦課方式。一部事前積立が行われている。 社会保険料を基本とし、不足分は公費がプラスされる。
国庫負担	給付総額に対して社会保険料収入では不足する分に国庫負担が追加される。
年金制度における最低保障	・拠出制年金は、年平均拠出期間が10~14週の場合の週€93.20が最低額 ・無拠出制年金は収入・資産に応じて最大€219(80歳未満)、€229(80歳以上)支給 される。
無年金者への措置	・拠出制年金を受給していない66歳以上の者に資力調査付きの無拠出制年金が支給される。 ・高齢者に対して、単身手当、並びに光熱費等、各種補足手当が支給される。
公的年金と私的年金	強制加入の報酬比例の年金がないため、私的年金への加入を促進している。私的年金 の保険料や給付に関する税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。
国民への個人年金情報の提供	年金局ホームページ上での年金計算サービス, 啓発キャンペーン等を実施。年金や投資学習を教育制度に正式に組み込むことを進めている。

アイルランドの年金制度

四方理人 (関西学院大学総合政策学部准教授)

1. 制度の特色

アイルランドの公的年金制度は、拠出制年金(State Pension(Contributory))と無拠出制年金(State Pension(Non-Contributory))から成る国民年金で構成されている。これらは一階部分にあたるもので、強制加入の報酬比例に該当する公的年金はないことが大きな特色となっている。公的年金を上まわる部分については、企業年金や個人年金などの各種私的年金に加入することとなる。

拠出制年金は66歳から支給される。保険料は賃金 や事業収入に対して一定の料率をかけて拠出する。 給付を得るための最低加入期間の要件はあるが、給 付は定額で、保険料の納付実績に基づいて6段階の 額が設定されている。拠出制年金を受給できない者 や低年金者は66歳から無拠出制年金が支給される。 この年金を受給するためにはミーンズテストが課さ れる。

二階部分にあたる企業年金の設立は事業主の任意だが、2003年以降、それをもたない企業は労働者に対して、退職金のための個人口座(Personal Retirement Savings Account、PRSA)を提供しなければならなくなった。

2. 沿革

アイルランドの公的年金制度は、1908年に創設された老齢年金(Old Age Pension、現在の無拠出制の国民年金に該当)が最初であり、資力調査付きのものであった。つづいて、1935年に寡婦年金と遺児年金がつくられた。また、それまで個別の制度であった年金、医療、失業保険は、包括した社会保障制度としてまとめられ、現在もその体系を維持している。

公的年金制度の中核である拠出制の老齢拠出年金 (Old Age Contributory Pension) は、1961年に導入された。受給開始年齢は当初70歳以上に限定されていたが、除々に短縮され現在では66歳となっている。1970年には、退職年金(Retirement Pension)が創設され、退職から老齢年金支給開始まで(65歳 から70歳まで)の期間に限定した所得保障として位置づけられた。なお、1979年に保険料の徴収方法が 定額負担から報酬比例に改められた。

1988年に自営業者が強制加入となり、1991年にパートタイム労働者も適用対象となることで、公的年金のカバレッジ(適用率)が拡大した。1995年以降、新規加入の公務員も拠出制の国民年金に加入することになり、職業年金部分も統合されることになった。近時の年金改革については、まず、2007年に緑書(The Green Paper on Pensions)が刊行され、その後具体的な改革のターゲットと行程表が、「国民年金構想」(National Pensions Framework)として2010年に発表され、改革が実施されている。

3. 制度体系の概要

【被保険者】

アイルランドの社会保険制度は、老齢年金を含め、 失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の給付 があり、それらに対する包括的な保険料(Pay Related Social Insurance, PRSI)を社会保険基金 (Social Insurance Fund, SIF)に支払う。PRSI の納付義務が課される者が年金制度にも加入するこ とになる。被保険者は、職業や雇用形態により11の カテゴリーにわかれており(Class A, B, C, D, E, H, J, K, M, S, P)、保険料負担はそれぞれに異なって いる。例えば、週€38以上の賃金を得ている被用者 はClass Aとなる。

一定以下の収入の者や,15歳未満,67歳以上は保 険料の支払いが免除される。PRSIの強制加入に該 当しない66歳未満の者は,年金給付のための要件を 満たすために任意加入することができる。

【保険料】

PRSIの保険料率はカテゴリーごとに異なっている。例えばClass Aに属する被用者では、①賃金が週€352以下の場合、被用者負担は無く、事業主のみが8.5%、②賃金が週€352超€356以下の場合、被用者負担が4%、事業主負担が8.5%、③賃金が週€356超の場合、被用者分は②と同様に4%であるが、事業主負担については10.75%となる。

一般の被用者とは異なる体系での保険料負担をしていた自営業者,公務員に対しても2013年より収入に対して4%の保険料率でPRSIの保険料を課すこ

ととなった。また、2014年より、非勤労収入(家賃収入、利子収入等)にも4%の保険料を課すこととなった。

育児等の期間がある者の年金額が不利にならないよう、制度的対応がとられている。1994年にホームメーカー制度(Homemaker's Scheme)が導入され、12歳未満の子の育児、子どもや成人の介助、看護、介護を行うために一時的に有償労働に従事していない(就労収入がある場合は週€38未満)期間について、20年間を上限に年金額の算定から除外することとした。2000年からは、別居している者をケアする場合も対象となった。

【支給開始年齢】

65歳から66歳までの間支給されていた「つなぎ年金(State pension(Transition))」が2014年に廃止されたことで、今後年金を受給する者の国民年金の支給開始年齢は66歳となった。さらに、2021年に67歳、2028年に68歳まで引き上げられる予定となっている。繰り上げ、繰り下げ受給はできない。

【給付の要件, 年金額】

拠出制年金の受給要件は、まず、①遅くとも支給開始年齢の10年前(56歳前)までに、保険料の納付実績がなければならない。次に、②520週以上(10年分相当)の保険料の納付済期間が必要となる。このうち、任意加入での保険料拠出期間は260週以下でなければならない。さらに、③各年の平均拠出期間が問われ、各年平均で10週の保険料拠出期間があることが条件となる。

拠出制国民年金の満額を受給するためには、年平均拠出期間が48週以上必要となり、その額は週€233.30となる。年平均拠出期間が40~47週で週€228.70、30~39週で週€209.70、20~29週で週€198.60、15~19週で週€152.00、10~14週で週€93.20が支給される。被扶養配偶者(週総収入€310未満)は、その分の年金を被扶養者本人が受け取る。年金額は年平均拠出期間によって異なり、66歳未満の被扶養配偶者に対して最大€155.50、66歳以上の場合は最大€209.00となる。

66歳以上で拠出制年金を受給していない者や低年金の者は、資力調査付きの無拠出制年金が受給できる。資力調査では基本控除額が週€30となり、勤労収入がある場合はさらに週€200まで控除される。

また、€20,000までの資産は認められる。満額の年金は80歳未満が週€219、80歳以上が週€229となり、収入に応じて週€2.50刻みで減額される。66歳未満の被扶養配偶者がいる場合、週最大€144.70の加算がつく。ただし、66歳以上の被扶養配偶者の場合、個人単位で無拠出制年金を受給するため、加算の対象にはならず、被扶養配偶者本人が週€144.70の無拠出年金を受給する。

また、高齢者に対して各種の補足給付が支給される。単身者には単身手当が週€7.70、そのほか光熱費への手当や交通機関のフリーパスなど、資産調査無しで受給できる。暖房費への手当のみ、資産調査が課される。

【企業年金・個人年金】

強制加入の報酬比例の年金がないため、政府は私的年金への加入を促進しており、私的年金の保険料や給付に関する税制上の優遇措置、私的年金への規制を行っている。企業年金の設立は任意だが、企業年金がない場合、事業主は退職金のための個人口座(Personal Retirement Savings Account、PRSA)を提供しなければならない(2003年から)。

近年の企業年金の特徴として、かつては確定給付型が主流だったが、現在では新規加入者に関しては確定拠出型が増加しており、運用の責任が企業から労働者へ移行する傾向にある(DSAF 2007)。加入者全体の90年代以降の傾向をみると、確定給付年金は漸増傾向にあったが、2006年をピークに減少に転じ、一方で増加傾向にある確定拠出年金の加入者が2007年には確定給付年金の数を上回るに至っている(OECD 2013)。

4. 給付算定方式, スライド方式

アイルランドでは、公的年金の給付水準を大幅に引き上げることで、2004年から2008年の間で65歳以上のEU基準(EU-SILC)の貧困率を27%から11%に低下させた。年金額の設定にあたって貧困線を指標としているのではないが、今後も同水準の公的年金を維持することで貧困を防止するとしている(DSFA 2010)。また、年金以外の高齢者への各種補足給付のうち、とりわけ資産調査の無い単身手当があることで、高齢単身者の貧困率を低下させているとの指摘もある(Meaney、2014)。

一方で、年金額に法定のスライド改定がなく、毎年の財政・経済状況を考慮して改定されている。2004年から2009年にかけて、拠出制年金は38%増、無拠出制年金は42%増と、物価や賃金の伸びを上回る上昇率であったが(DSFA 2010)、2009年以降引き上げが停止されており、年金の実質価値は低下している。

年金の水準に関しては、「国民年金政策構想(National Pensions Policy Initiative, NPPI)」の1998年の報告書において、平均賃金の34%を適切な水準と提言したが、2006年段階ですでに約35%に達し(DSFA 2007)、今後もこの水準(35%)を維持することが目指されている(DSFA 2007)。ただし、企業年金等とあわせて平均賃金の50%水準、あるいは公的年金のみで40%あるいは50%水準に引き上げるべき等の議論がある。また、資力調査付きの給付や拠出に基づく給付ではなく、居住歴や市民権に依拠した普遍的年金を支給すべきという見解もある(DSFA 2007)。

5. 負担, 財源

国民年金の財源は、事業主、被用者・自営業者の保険料(PRSI)と国庫補助で構成される社会保険基金(SIF)から支出される。支出に対する不足分が国庫補助で補填される仕組みとなっている。

2014年の拠出制年金の総額は€41.9億,無拠出制年金は€9.5億であり、年金が社会保険基金の最大の支出項目となっている(DSP,2014)。2014年の公的年金の総費用は対GDP比の5.3%と、OECD平均7.9%を下回る規模だが(OECD,2015)、2050年までには15%に上昇すると予想されている(DSFA 2007)。

近年、社会保険基金に関しては赤字が続いており、 国庫補助分が増加傾向にある。同基金は2008年に2.55億ユーロ、2009年に24.4億ユーロの赤字となり、1996年までの黒字分を使い果たした(DSFA 2010)。2011年段階で保険料 \in 75億、国庫負担 \in 15億分の給付総額になっており、そのうち年金給付は \in 51億分を占めている。2030年には保険料 \in 118億、国庫負担 \in 56億、年金給付分は \in 132億、2066年には保険料 \in 235億、国庫負担 \in 257億、年金給付分は \in 420億となることが予測されている(DSP、 \in 2012)。

6. 財政方式,積立金の管理運用

公的年金は賦課方式で運営されている。

将来の人口高齢化を見越し、社会保険基金とは独立した形で部分的な積立制度を導入し、積立金の積極的な運用が進められている。2001年に国民年金積立基金(National Pensions Reserve Fund、NPRF)が設立され、毎年GNPの1%規模での積み増しと運用が行われた。積立金は賦課方式の年金の補助財源として2025年まで支払いはせず、2025年から2055年にかけて引き出すことが決められている。

しかし、2008年の金融危機により大手銀行への資本増強の必要性が生じ、そのための資金70億ユーロを基金から引き出すことを決めた。基金の目的外使用は、法律改正(2009年)の手順を踏んで実施された(NPRF 2012、野村2009)。

NPRFの積立金は、金融危機により2008年はマイナス30.4%の損失が生じた。その結果、収益率は2001年から2007年までは年平均6.1%であったが、2008年まででは0.5%にまで落ち込んだ(NPRF,2009)。その後、収益率は回復し、最終年である2014年は11.4%となり、2001年から2014年までの年平均収益率は4.0%であった(NPRF,2015)。

NPRFは2014年12月で終了し、NPRFの財務省による直接運用部分(€136億)は引き続き財務省が運用し、その自主運用部分(€76億)は、新設されたアイルランド戦略的投資基金(Ireland Strategic Investment fund、ISIF)に引き継がれた。ISIF分の基金は、アイルランド国内企業や国内事業に投資され、雇用創出や企業育成等の経済効果をもたらすことが目指されている(ISIF 2015)。

7. 制度の企画, 運営体制

公的年金は、社会保護省(Department of Social Protection, 2012年以降、社会福祉・家族省(Department of Social and Family Affairs)より組織変更)により、企画・運営されている。年金局(Pension Board)は、企業年金の監督機関であり、社会保護省への助言も行う。議長と16人の委員(関係省庁、労働組合、労働者、使用者、消費者、年金受給者、年金産業の代表、有識者)で構成される。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題

アイルランドは、他の先進諸国と同様に人口構造 の高齢化とともに、とりわけ2008年の金融危機で深 刻な経済的打撃を受けたこともあり、公的年金の持 続可能性を高めるための制度改革が検討されている。

2014年につなぎ年金を廃止したことで,公的年金の支給開始年齢は,65歳から66歳となり,さらに,2021年に67歳,2028年に68歳まで引き上げる予定だ。

また、給付水準は維持するが、負担と給付の関係 についてはより公平性を高める方向性での改革が計 画されている。アイルランドの拠出制の年金額は, 保険料の拠出期間の総計ではなく、年平均の拠出期 間によって決定されるという独特の仕組みになって いる。そのため、総拠出期間が短くとも、年平均の 拠出期間が長くなる場合には、 総拠出期間が長い人 よりも高い年金額が支給される場合がある。現行制 度では, 高い年金額を受給するには, 長期間保険料 を拠出することよりも、各年に空白期間がないこと がより重要になっている。この点を改善するために, 2020年から総拠出アプローチ (total contributions approach) への転換が計画されている。改革の第 1段階として,まず,拠出制年金の受給に必要な最 低拠出期間を260週(5年)から、2012年4月以降 は520週(10年)に引き上げられている。さらに、 2020年以降,満額受給に必要な拠出期間を週平均48 週から総計30年に引き上げることが計画されている。

強制加入の報酬比例年金のないアイルランドの年金制度にとって、企業年金の充実が老後の所得保障にとって重要な意味を持つ。これに関して、政府は企業年金のカバレッジを高めることを政策目標のひとつとしている。国民年金政策構想(NPPI)は1998年に、企業年金のカバレッジを70%に引き上げることを目標としたが(NPPI 1998)、2009年段階で、30歳から65歳までの労働力人口の58%にとどまっている。全労働力人口でみると、その割合は41.3%に低下する。ところで、アイルランドと同様に強制加入の報酬比例部分を持たないニュージーランドでは、2007年に退職積立の制度に自動的に加入する仕組み(KiwiSaver)を創設した結果、任意加入の私的年金への加入率は2010年に55.5%に達している(OECD、2013)。これと比較しても、アイルランド

で私的年金への加入率が低位にとどまっていること がわかる。

私的年金への加入率に関して、アイルランドではとりわけ、ジェンダーによる差や雇用形態による差が大きいことが指摘されている。男女間のカバレッジの差(男性46.0%、女性35.7%)は10.3%ポイントにのぼり、また、フルタイム労働者(47.2%)とパートタイム労働者(21.8%)との差は25.4%ポイントにも及ぶ。女性の約4割、男性の約1割がパートタイム労働者であることから、私的年金のカバレッジにみられるジェンダー・ギャップは老後の女性の貧困問題につながることであり、何らかの政策的対応が求められよう(OECD、前掲書)。

〈参考文献〉

DSFA (Department of Social and Family Affairs), 2010, National Pensions Framework

DSFA, 2007, Green Paper on Pensions

DSP (Department of Social Protection), 2014, Statistical Information on Social Welfare Services - Annual Report 2014

DSP, 2012, Actuarial Review of the Social Insurance Fund 2010

ISIF (Ireland Strategic Investment Fund), 2015, Economic Impact Report

Meaney, Kevin., 2014, "Expenditure Review of State Pension and Related Supplementary Benefit Schemes: Irish Government Economic and Evaluation Service", Department of Public Expenditure & Reform Staff Paper 2014,

NPPI (National Pensions Policy Initiative), 1998, Securing Retirement Income.

NPRF, 2015, Annual Report and Financial Statements 2014

NPRF, 2012, Annual Report and Financial Statements

NPRF, 2009, Annual Report and Financial Statements 2008

OECD, 2015, OECD Pensions at a Glance 2015, OECD.

OECD, 2014, Review of the Irish Pension Systems, OECD.

OECD, 2013, Review of the Irish Pension Systems, OECD.

野村亜紀子2009「アイルランドの公的年金積立金による金融機関救済策への資金提供」『資本市場クォータリー』 2009Winter

〈ウエブサイト〉

Citizens Information Board(市民情報局) http://www.citizensinformation.ie/en/ Department of Social Protection(社会保護省) http://www.welfare.ie/EN/Pages/default.aspx Pensions Board(年金局)
http://www.pensionsboard.ie/en/
European Commission(欧州委員会)
http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=858&langId=en